

袋井市農業委員会総会議事録

- 1 開会の日及び場所 令和6年5月16日(木) 午後1時30分～午後3時00分
袋井市役所 301 会議室

- 2 議事の構成 農業委員16名
- | | | | | |
|------|-----|--------|-----|-------|
| 出席委員 | 1 番 | 松田 博久 | 2 番 | 大庭 嘉則 |
| | 3 番 | 永井 英男 | 4 番 | 石黒 正幸 |
| | 6 番 | 永田 勝美 | 7 番 | 西村 淳子 |
| | 8 番 | 村松 恵美子 | 9 番 | 金井 義人 |
| | 10番 | 松本 芳廣 | 11番 | 村松 保男 |
| | 13番 | 金原 純一郎 | 14番 | 渥美 敦子 |
| | 15番 | 松浦 重信 | 16番 | 安間 啓一 |

欠 席 委 員 5 番 岩井 俊弘 12番 加藤 元章

3 事務局

農政課長	1 人
参事兼農地利用係統括係長	1 人
農地利用係長	1 人
農地利用係主任	1 人
農地利用係主事	1 人

4 議 事

- | | |
|-------------|--|
| 事務局
(鈴木) | それでは、次第に従いまして総会に入ります。議事につきましては「会長」の進行でお願いします。 |
| 会長 | それでは、ただいまから5月の総会を開会いたします。
最初に、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は、総会会議規則第18条第2項の規定に基づき、「7番 西村淳子委員」、「8番 村松恵美子委員」を指名いたします。 |
| 会長 | 次に、日程第2、「議第17号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いいたします。 |
| 事務局
(杉山) | それでは1ページをご覧ください。
議第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」 |

農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第3条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】木原[]、畑、[]のうち[]㎡、[]から[]への区分地上権設定（期間3年）になります。

今回の権利設定は、区分地上権となりますが、この区分地上権とは、地下または上空に工作物等を設置する場合に必要となるものです。こちらの案件は、農地に支柱を立てて営農をしながら上部空間に太陽光発電設備を設置するもの（＝営農型太陽光を行うもの）となります。設置者が藤城英樹となっております。

営農型発電設備の設置者と営農者が異なる場合、農地に支柱を立てる許可として5条許可に係る申請と、区分地上権の設定の許可として3条許可に係る申請を同時に行う必要があります。そのため、今回、農地上部の太陽光発電パネル部分に区分地上権を設定する農地法第3条の許可申請がございました。

【2】山崎[]、畑、[]㎡ほか[]筆、計[]㎡、[]から[]への所有権移転になります。

【3】下山梨[]、田、[]㎡ほか3筆、計[]㎡、[]から[]への所有権移転になります。

計3件、[]㎡でございます。

以上でございます。

会長 それでは、次に担当農業委員から説明をお願いします。

大庭委員 1 番の説明をいたします。
申請地は木原の北側[]です。営農型の太陽光発電の設置のための区分地上権の設定となります。[]さんは他に田も有しており、耕作も行っているため、問題ないと思われます。

松本委員 2 番の説明をいたします。
申請者の[]さんが以前から管理していた屋敷周りの農地を譲り受けるということで特に問題ないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

村松委員 3 番の説明をいたします。
申請地は[]の北側の農地と[]の南西になります。譲渡人の[]さんから譲受人の[]さんへの所有権移転となります。[]さんは大型農家であり、以前から申請地を耕作しているため、特段問題はないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。
何かご質問等ございませんか。

会長 質問もないようですので、質疑を終結し採決を行います。
お諮りいたします。
議第17号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議
ございませんか。

= 異議なしの発言 =

会長 ご異議なしと認めます。
よって議第17号については、承認することに決しました。

会長 次に「議第18号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題
といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、3ページをご覧ください。議第18号「農地法第4条の規定に
(芝崎) よる許可申請について」。農地を転用するため、農地法第4条第1項の規
定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】久能 []、畑、[]㎡ほか1筆、計[]㎡につきましては、
[]が貸駐車場敷地のため転用申請するもので、申請地は、第一
種低層住居専用地域及び近隣商業地域に指定されていることから第3種農
地に該当します。

【2】深見 []、畑、[]㎡、ほか2筆、計[]㎡につきまし
ては、[]が住宅敷地拡張として転用申請するもので、申請地は、
街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当しま
す。

【3】大谷 []、畑、[]㎡、ほか1筆、計[]㎡につきま
しては、[]が農家住宅敷地拡張として転用申請するもので、申請
地は、申請地は、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農
地であることから、第2種農地に該当します。

以上、計3件、田、304㎡、畑、683㎡でございます。

会長 それでは、担当農業委員から説明をお願いします。

永井委員 1番の説明をいたします。
申請地は久能 []の東側になります。土地所有者の []が
貸駐車場にするための転用申請になります。雨水は隣接する道路側溝に流

します。特段問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

事務局
(芝崎)

2番の説明をいたします。

申請者の[]が住宅敷地拡張のため転用申請されるもので、申請地は過去に農地法の許可を受けて農業用施設として使用しておりましたが、西側の進入路が狭いこともあり、農業用施設を取り壊し、今回の申請地を車庫及び進入路として使用していたことから是正のための転用申請となります。ご審議のほどお願いいたします。

西村委員

3番の説明をいたします

申請地は三川になります。農家住宅の建て直しのための転用申請となります。雨水は近くの側溝に流します。特段問題ないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。
何かご質問等ございませんか。

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。

議第18号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

会長

ご異議なしと認めます。
よって議第18号については、承認することに決しました。

次に「議第19号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(芝崎)

それでは、5ページをご覧ください。議第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。
令和6年5月16日、袋井市農業委員会 会長 永田勝美

【1】愛野南[]、畑、[]㎡につきましては、[]から、[]へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【2】神長■■■■、畑、■■■㎡につきましては、■■■■から、■■■■へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【3】木原■■■■の一部 田 ■■■㎡ のうち ■■■㎡につきましては、■■■■から■■■■へ使用貸借により、営農型太陽光発電施設として一時転用申請されるもので、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる「青地」農地で、3年間の一時転用申請です。また、耕作者は、■■■■で、米を栽培する計画となっております。

【4】広岡■■■■、田、■■■㎡ほか2筆、計■■■㎡につきましては、■■■■から■■■■へ所有権移転を行い、建売住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【5】岡崎■■■■一部 畑 ■■■㎡ のうち ■■■㎡ につきましては、■■■■から■■■■へ賃貸借により、営農型太陽光発電施設として 一時転用申請されるもので、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる「青地」農地で、3年間の一時転用申請です。また、耕作者は、■■■■で、柿を栽培する計画となっております。

【6】下山梨■■■■、畑、■■■㎡ほか1筆、計■■■㎡につきましては、■■■■から■■■■へ所有権移転を行い、建売住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第2種低層住居専用地域に指定されていることから、第3種農地に該当します。

【7】春岡■■■■、畑、■■■㎡につきましては、■■■■から、■■■■へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【8】浅羽■■■■の一部 畑 ■■■㎡ のうち ■■■㎡ につきましては、■■■■から■■■■へ賃貸借により、営農型太陽光発電施設として一時転用申請されるもので、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる「青地」農地で、3年間の一時転用申請です。また、耕作者は、■■■■、柿を栽培する計画となっております。

以上、計8件、田、193.44㎡ 畑、1、599.90㎡でございます。

それでは担当委員からのご説明をお願いいたします。

松田委員

1 番の説明をいたします。

譲渡人の[]から、[]へ自己用住宅建設のための使用貸借となります。雨水等も特段問題ないと思われます。ご審議のほどをお願いいたします。

続きまして2 番の説明をいたします。

[]から、[]へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるものです。公共下水等も配備されているため、特段問題ないと思われます。ご審議のほどをお願いいたします。

大庭委員

3 番の説明をいたします。

営農が太陽光の更新で申請がされました。[]さんは耕作も行っているため、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしく願います。

石黒委員

4 番の説明をします。

申請地は広岡で[]の西側になります。譲渡人の[]さんの農地を転用して建売分譲住宅の建設を行うということで申請がございました。申請地は第3種農地で周囲も住宅が多く、農地に与える影響も少ないと思われます。生活排水は道路南側の側溝に流します。特に問題ないと思われます。ご審議のほどをお願いいたします。

松本委員

5 番の説明をいたします。

申請地は営農型太陽光の更新の申請になります。榊が栽培されておりまして、必ずしも栽培が良好とは言えませんが、以前よりも生育状況が良くなっているため、更新しても問題ないと思われます。周辺農地への影響はございません。ご審議のほどをお願いいたします。

村松委員

6 番の説明をいたします。

申請地は周南中学校[]北側です。建売住宅二棟を建設するための農地転用申請でございます。現在農地は保全管理されており、申請地は第2種低層住居専用地域でございます。排水については合併浄化槽を通じて、北側側溝に排出する計画となっており、周辺農地に与える影響も少ないと思われます。ご審議のほどをお願いいたします。

7 番の説明をいたします。

申請地は山名小学校の北側です。[]から、[]へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。排水についても合併浄化槽を通じて南側の側溝に排出する予定となっており、農地に与える影響も少ないため、特に問題ないと思われます。本

案件につきましては農地法の許可なしに建築をしておりましたので、現在、工事は中止しております。農地法の許可が必要でしたので、是正の農地転用許可申請がございました。ご審議のほどお願いいたします。

事務局
(芝崎)

8番の説明をいたします。
申請地は浅羽東小学校西側です。からへ賃貸借により、営農型太陽光発電施設として一時転用申請されるもので、3年間の一時転用となります。申請地は、農用地区域内農地、いわゆる「青地」農地です。また、耕作者は、で、榊を栽培する計画となっており、草刈り等も行われているため、問題はないと思われます。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。
何かご質問等ございませんか。

ほかに質問はありますでしょうか。
質問もないようですので、質疑を終結し採決を行います。
お諮りいたします。
議第19号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

会長

ご異議なしと認めます。
よって、議第19号については、承認することに決しました。

会長

次に、「議第20号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
それでは、事務局 議案の説明をお願いします。

事務局
(杉山)

議題20号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

それでは50ページをご覧ください令和6年5月17日公告予定の農用地利用集積計画総括表でございます。今回の利用権設定面積等の合計は、表の一番右下の欄ですが、約66ヘクタールでございます。

それでは8ページをご覧ください。
利用権各筆明細（一般）新規3年（令和6年6月1日～令和9年5月31日）令和6年5月17日公告。

【1】小山、田、㎡、貸主、借主、
、水稻、金納、外8筆

合計9筆、9,071 m²、貸主6人、借主4人でございます。

続きまして10ページをご覧ください。

利用権各筆明細（一般）再設定3年、（令和6年6月1日～令和9年5月31日）令和6年5月17日公告。

【1】国本、田、m²、貸主、借主、
、水稻、物納、米、外5筆、合計6筆、4,364 m²、貸主5人、
借主4人でございます。

11ページをご覧ください。

利用権各筆明細（一般）新規6年（令和6年6月1日～令和12年5月31日）、令和6年5月17日公告。

【1】松袋井、田、m²、貸主、借主、
、水稻、物納、米、外39筆
合計40筆、67,171 m²、貸主22人、借主8人でございます。

15ページをご覧ください。

利用権各筆明細（一般）再設定6年、（令和6年6月1日～令和12年5月31日）令和6年5月17日公告。

【1】上山梨、田、m²、貸主、借主、
、水稻、物納、米、外25筆。
合計26筆、4,431 m²、貸主1人、借主1人

16ページをご覧ください。

利用権各筆明細（一般）新規10年、（令和6年6月1日～令和16年5月31日）令和6年5月17日公告。

【1】浅羽、畑、m²、貸主、借主、
、茶、金納、外332筆
41ページをご覧ください。合計333筆、493,379.16 m²、貸主170人、借主25人でございます。

42ページをご覧ください。

利用権各筆明細（一般）再設定10年、（令和6年6月1日～令和16年5月31日）令和6年5月17日公告。

【1】木原、田、m²、貸主、借主、
、水稻、金納、外34筆
44ページをご覧ください。合計35筆、58,802 m²、貸主18人、借主9人
でございます。

利用権各筆明細（中間管理機構）新規10年 一括方式、（令和6年6月1日～令和16年5月31日）令和6年5月17日公告。

【1】湊、田、m²、貸主、借主、
、水稻、無償 外12筆

46ページをご覧ください。合計13筆、13,616㎡、貸主5人、借主1人でございます。

続きまして47ページをご覧ください。

所有権移転各筆明細 令和6年5月17日公告。

【1】山崎■■■■、畑、■■㎡、渡人、■■■■、受人、■■■■、
■■■■、水稻、対価■■■■ 外24筆

49ページをご覧ください。合計25筆、12,161.25㎡、売り手8人、買い手4人でございます。

以上でございます。

補足説明をさせていただきます。

・8ページの9番の■■■■さんですが、本年4月、■■■■から■■■■国本に住んでおられます。■■■■では酪農を営んでおりました。今後、袋井市でも農業参入を希望しており、今回、住宅に隣接する農地を借りることになりました。

・11ページの9番、10番の■■■■さんですが、新規就農者で、今後新規就農認定を取得し、ビニールハウスを設置し、いちごの栽培を計画しております。

・40ページの325番の■■■■さんの養鶏ですが、農地を借り受け、鶏を5羽から10羽程度、飼って経営しているニワカフェココアで卵を使用する計画となっております。

・45ページをご覧ください。45ページの支払い方法について、すべて無償になっておりますが、書類の形式上、金納が無償に記入することになっているため、物納での支払いに関しましては無償の記載になっております。

以上でございます。

会長 事務局の説明が終わりました。

ここで、5月2日に開催されました農用地利用調整会議の結果につきまして、古川委員長から報告をお願いしたいと思います。

会長 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

会長 それでは、議第20号については、意見もないということで、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。

議第7号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

会長 ご異議なしと認めます。

よって議第20号については、承認することに決しました。

次に、日程第3、「報第8号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」事務局から報告をお願いします。

事務局
(杉山)

報第8号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の合意解約の通知が以下の通りありましたので報告します。

【1】豊沢 [REDACTED]、現況畑、[REDACTED] m² ほか8筆、計3,154.46 m²
[REDACTED] 耕作目的、ほか6件
計7件、11,319.46 m²でございます。
以上でございます。

以上で、協議事項の日程が終了しました。
ありがとうございました。

議事録署名人